

◎地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表
 ○地方交付税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(地方交付税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第四条の見出し中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一項中「令和六年度に限り」を「令和七年度に限り」に、「三千億円」を「二千四百億円」に、「六百十一億千七百二十万七千円」を「六百八十四億四千四百六十七万七千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五号)」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「九百八十八億円」を「九百二十九億円」に改め、同項第三号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和五年度」を「令和六年度」に、「二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「千九百六十五億円」を「二千二</p>	<p>(地方交付税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第四条の見出し中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一項中「令和六年度に限り」を「令和七年度に限り」に、「三千億円」を「二千四百億円」に、「六百十一億千七百二十万七千円」を「六百八十四億四千四百六十七万七千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五号)」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「九百八十八億円」を「九百二十九億円」に改め、同項第三号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆三千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和五年度」を「令和六年度」に、「二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「千九百六十五億円」を「二千二</p>

百七十億円」に改め、同項第六号中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同項第七号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「二千二百二十三億五十四万三千元」を「四千三百九十三億九百五十万八千元」に改め、同条第二項中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項中「令和七年度から令和三十六年度まで」を「令和八年度から令和三十四年度まで」に改め、同条第三項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に改め、同項の表中

令和七年度

七百七十五億円

を削り、同条第四項中「を令和七年度」を「を令和八年度」に改め、「令和七年度及び」を削り、「二千四百六十億七千七百八万二千元」を「千四百十四億五千八百八十八万二千元」に、「二千二百十九億千三百八十万二千元」を「千三百八十二億四千二百七十二万五千元」に改め、同条第五項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に、「八百九十八億三百四十四万円」を「四百四十九億百七十二万円」に改め、「令和七年度及び」を削る。

〔略〕

百七十億円」に改め、同項第六号中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同項第七号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「二千二百二十三億五十四万三千元」を「四千三百九十三億九百五十万八千元」に改め、同条第二項中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項中「令和七年度から令和三十六年度まで」を「令和八年度から令和三十三年度まで」に改め、同条第三項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に改め、同項の表中

令和七年度

七百七十五億円

を削り、同条第四項中「を令和七年度」を「を令和八年度」に改め、「令和七年度及び」を削り、「二千四百六十億七千七百八万二千元」を「千四百十四億五千八百八十八万二千元」に、「二千二百十九億千三百八十万二千元」を「千三百八十二億四千二百七十二万五千元」に改め、同条第五項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に、「八百九十八億三百四十四万円」を「四百四十九億百七十二万円」に改め、「令和七年度及び」を削る。

〔略〕

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和三十五年度」を「令和三十三年度」に、「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆五千七百七十八億四千六百四十四万八千円」に、「令和七年度」を「令和八年度」に、「二十五兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十三兆千七百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項の表中

令和七年度

六千億円

を削る。

〔略〕

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和三十五年度」を「令和三十二年度」に、「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆三千二百二十二億九千五百四十四万八千円」に、「令和七年度」を「令和八年度」に、「二十五兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十二兆九千二百二十億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表中

令和七年度

六千億円

を削る。

〔略〕